

## 最近の判例から

(10)

### 中古住宅内の蝙蝠の棲息と瑕疵担保責任

(神戸地判 平一一・七・三〇 判例集未登載) 竹内 俊彦

あつては、鼠等の棲息と同様、瑕疵ではないと主張し、②Y<sub>2</sub>は、蝙蝠の存在は現況調査でも確認されなかつたと主張し、③Y<sub>3</sub>は、調査義務を尽くしていると主張した。

#### 二 判決の要旨

これに対する裁判所は、次のような判断を下した。

- (1) Y<sub>1</sub>の債務不履行責任については、特定物売買では売主は現状で引き渡せば足りるから、Xの請求には理由がない。

- (2) Y<sub>1</sub>の瑕疵担保責任については、  
 ① 住居用建物は、その建物のグレードや  
 価格に応じた程度に、快適で起居できる  
 ことも、備えるべき性状として考慮すべきであり、生物の特性や個体数によつて  
 は、生物の棲息自体が建物の瑕疵となり  
 得る。  
 ② 本物件は、二、〇〇〇万円を超えるもの  
 で、相応の快適さが期待され、Y<sub>1</sub>はXの  
 質問にも、ムカデ、ゴキブリを見たこと  
 もないと答えたのだから、嫌忌すべき生  
 物が多数巣くつていないと、いう意味での  
 清潔さ、快適さが合意されている。

蝙蝠が多数棲息する中古住宅は、建物の価格に見合った快適さを備えていないとして、売主については、瑕疵担保責任を認め、補修・駆除費用等の支払いを命じたが、媒介業者については、特段の事情のない限り調査義務違反はないとして、買主の請求を棄却した事例（神戸地裁 平成一一年七月三〇日判決（確定）判例集未登載）。

#### 一 事案の概要

買主Xは、平成一〇年六月、元付業者Y<sub>2</sub>、客付業者Y<sub>3</sub>の媒介で、売主Y<sub>1</sub>から、中古住宅を三三八〇万円で買い受け、八月に入居した。本件契約に当たり、Xが、Y<sub>1</sub>に「ムカデやゴキブリが巣を作つていないか」と尋ねたところ、Y<sub>1</sub>は、「見たこともない」と答えた。しかし、本件建物内には數十匹の蝙蝠が棲息し、天井裏等に大量の糞があり、染み、カ

Xは、入居後、蝙蝠の駆除、糞尿の掃除、天井の貼替え等の工事を行って、一・二三万四、〇〇〇円を支払い、①Y<sub>1</sub>に対して、不法行為責任、瑕疵担保責任又は債務不履行責任に基づき、②Y<sub>2</sub>に対して、不法行為責任に基づき、③Y<sub>3</sub>に対しても、債務不履行責任に基づき、三五八万四、〇〇〇円（補修工事費用一・二三万四、〇〇〇円、慰謝料二〇〇万円、弁護士費用四五万円）の支払いを求めて提訴した。

他方、①Y<sub>1</sub>は、蝙蝠の棲息は、中古住宅に

し、不潔となつてゐるから、本件建物は、その価格に見合う清潔さ、快適さを備えておらず、隠れたる瑕疵がある。

(4) 賠償額については、補修・駆除費用一

一二万四〇〇〇円、弁護士費用一五万円について賠償する義務があるが、慰謝料については、Xは居住できなくなつたわ

けではなく、蝙蝠の駆除、汚損部分の補修もされているから、その請求には理由がない。

(3) Y<sub>1</sub>の不法行為責任については、Y<sub>1</sub>の行為

が不法行為だとしても、その内容は、瑕疵担保責任の内容と同様であるので、判断しない。

(4) Y<sub>3</sub>及びY<sub>2</sub>の責任については、不動産仲介

業者が注意義務を負うとしても、蝙蝠の生息を確認するために天井裏等まで調査すべきとはいはず、また、白布の存在から多数の蝙蝠の生息が明らかだともいえないの

で、調査しなかつた過失があるとはいえない。

(5) よつて、Y<sub>1</sub>は、一二八万四〇〇〇円をXに支払え。

### 三 まとめ

生物関連の瑕疵担保責任については、白蟻

の被害が雨漏りに誘発されたもので、建物工事に雨漏りの原因となる瑕疵があつたとしていたもの（福岡地判昭六一・一〇・一 判事二二三三一一二三）や、駆除が困難な蟻の被害を隠れた瑕疵と認めたもの（神戸地判平一一・四・一二三 判例集未登載、本誌本号五四頁）

等がある。前者は、補修工事費の支払を命じ、後者は、契約目的を達成し得ないとして、契約の解除を認めた。

本件は、蝙蝠の被害について、価格に見合ったものは、蝙蝠の被害について、価格に見合ったもの（福岡地判昭六一・一〇・一 判事二二三三一一二三）や、駆除が困難な蟻の被害を隠れた瑕疵と認めたもの（神戸地判平一一・四・一二三 判例集未登載、本誌本号五四頁）

う快適さを備えていないとして、補修費用の支払を命じたものである。

## 最近の判例から

(11)

### 暴力団事務所と瑕疵担保責任

(東京地判 平一一・六・一五 判例集未登載) 中澤 恭

住宅地の土地の売買において、契約締結當時真向かいの建物が暴力団事務所で、組員が

#### 一 事案の概要

買主X<sub>1</sub>は、平成三年一月二九日、元付業者Y<sub>2</sub>及び客付業者Y<sub>3</sub>の媒介で、売主Y<sub>1</sub>から、志木市内の土地（一二〇・〇九坪）を、当面資材置場、将来居宅建築目的で八、三三〇万円で買い受け、同年一二月二四日、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>共有名義で所有権移転登記をした。

本件土地上には建物があり、Dが賃借していたが、Y<sub>1</sub>は、平成三年五月Dに退去を求めて、その責任を否定した事例。

(東京地判 平成一一年六月一五日判決 確定 判例集未登載)